平成29年度第1回 情報公開 · 個人情報保護審議会会議要旨

日 時:平成30年1月26日(金)

午前9時30分から11時まで

会 場:宮代町役場202会議室

【出席者】

審議会委員:大塚嘉一、戸田加代子、野林ミヱ子、鈴木充、中島敏郎、萩島茂

事務局: 渋谷総務課長、大場副課長、鈴木主幹、金子主任

≪会議概要≫

■会長の決定について

■宮代町個人情報保護条例及び情報公開条例の一部改正について

資料に基づき事務局から説明

■諮問事項に関する審議

大塚会長 事務局からの説明につきまして、ご質問あるいは意見がありますでしょうか。

中島委員 資料1の現行の個人情報保護に関する法体系のイメージ図について、よく使われる図ではあるが、この図の書き方だと太枠の中の方がメインに見えてしまう。個人情報保護に関する法律は民間だけではなく官公庁も対象である。現在は民間よりも官公庁で問題が起きており、今回の法改正では官公庁がターゲットになっているはずなのに、民間はしっかりやりなさい、官公庁はなるべく国に沿いましょう、というスタンスに見える。官公庁もきちんと対応しなくてはならない。また、従来あった「5000人以上の事業者」という言葉がなくなり(※5000人要件の撤廃)、一人ひとりが法律に則って対応しなさいという方針になっている。なるべく国の意向に沿う、という考え方ではなく、もっと積極的に取り組むべきである。国はもっと違う意図でこの図を使っているように思う。

もう1点であるが、資料2の1行目にある「個人情報の保護に関する基本方針」とは町が定めたものか。

事務局いいえ、国が定めたものです。

中島委員 町は基本方針を作らないのか。ないのであれば基本方針を作るべきだ と思う。基本方針を作ってから、町の個人情報保護条例を作った方が いいと思う。まずポリシーがあって条例を作るという趣旨だと考える。

中島委員 最後に、今回、国の方針を受けて町が条例を変えますということで資料を出してもらったが、国は2年前からこういう方針でやりますと示した上で、平成29年5月30日に改正を行っている。町が今頃改正すると言っていいのか。国が施行するのならば、町もそれに則り国と併せて施行するべきではないのか。今年の3月にやりますというのではタイムラグがありすぎる。平成29年5月から平成30年3月の間で何か事件があったらどうするのか。従来通りの法律で対応しますという風にしか聞こえない。

大塚会長 ただ今の中島委員からの質問について、他の委員から意見等はありますか。

萩島委員 条例は議会の議決ですよね。

大塚会長 はい。

萩島委員 さかのぼりなどは議会で決めないとできないことですよね。

大塚会長 そうですね。

萩島委員 施行日の話なのですが、「公布の日をもって」という表現があるが、 一部改正ならば施行日を決めてやるものではないのか。附則に施行日 を明示するべきでは。罰則規定などが出てきた場合どうなるのか。

中島委員 私はさかのぼるという話はしていない。町の施行が遅すぎるのではないか、去年の5月の時点で国と併せて施行できるようにその前から準備しておかなければならないのでは、という話をしている。

大塚会長 他にご質問はありますか。

-特になし-

大塚会長 私なりに今まで出た質問について意見等させていただきます。資料1 の図については、より良い資料があるのかもしれませんね。民間だけでなく行政も頑張らないと、という点については町もそう思っているからこそ今回の審議会が開催されたものと考えています。また、ポリシーがあるのかという根本的な投げかけ、国に遅れての施行になってしまうという点が中島委員からの意見でした。

萩島委員からの質問はテクニカルであるが、法律的に重要な問題だと 考えます。事務局から以上の質問について説明をお願いします。

事務局 まず資料1の関係ですが、基本理念の部分、個人情報保護に関する法 律の最初の方については民間部門だけではなく国を通して地方公共 団体も含めて適用されるものと考えています。この図については、国

の説明会において使用されたものを引用しておりますが、当然民間部 門が頑張りなさいという意味ではなく、町としてもきちんと整備をし ていかなくてはいけないということで条例改正が必要と捉え、今回の 改正に至っておりますのでご了承いただきければと思います。

また、国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律については、平成28年5月30日に施行されています。その法改正と政令等の改正を含めて、市町村においても対応するようにということで各自治体で動いている状況です。確かに法改正に併せて市町村の条例も同じ日で施行することは理想的ですが、今回の改正の内容が定義の見直しを行うものであり運用は変わらないこと、今までも個人情報として扱っていたものが条文上、より明確になるということで考えていたため、今回3月議会での改正を考えています。

また、条例の施行日についてですが、改正にあたっては、いつから内容を適用させるかということで日付を明記することが多いですが、今回は改正条例が議会で承認されてすぐに適用するべきと考え、「公布の日から」としています。日付をさかのぼるということは考えていません。また、日付を定めるならば未来の日付となりますが、手続き終了後速やかに適用ということで、「公布の日から」と考えております。

大塚会長 ありがとうございました。質問された委員から、今の事務局の回答に ついてご意見がありますでしょうか。

中島委員 ちょっと違う観点から質問します。この会議の前にホームページで個人情報保護条例を見たのだが、最終行に「この条例は、平成29年5月30日に施行する。」という一文があった。これを見たときには国の条例に併せて改正されたのだと思ったが、内容を見てみたら変わっていなかったのでその旨の質問をした。このような書き方だと国と同じ形で書き直したのだなと見えてしまう人が多いと思うし、自分もそう見えた。国がやった以上、町も当然できているだろうと解釈する。施行の日付も考えなければならない。

大塚会長 今の質問の確認ですが、今回配られた資料とホームページに載っている条例は違うのですか。

中島委員 改訂日の履歴がホームページの条例には載っていない。

大塚会長 改正の経緯が条例の一部をなすかどうかについては議論があるとこ ろだと思いますが。

中島委員 私は改訂日も載せた方がいいと思う。ホームページの条例を見たとき に違和感を持った。

大塚会長 繰り返しますが、改正の経緯が条例の一部をなすかどうかについては 議論があるところだと思いますが、市民からの要望があればホームペ ージにも記載されるようになるのではないかと思われます。 大塚会長 国の法律の施行から町の条例の施行が遅れてしまうことについて、事 務局から説明がありましたが、この点についてご意見はありますか。

戸田委員 私としては納得いたしました。

かな対応が望まれる。

大塚会長 他の委員の方はどうでしょうか。

大塚会長 私から意見を述べさせていただくが、本当に情報保護は大変だと思う。 民間で問題が先鋭化しているということもその通りだと思うし、行政 でも民間以上に慎重に関わってもらいたいと思う。国の施行から町の 施行が遅れてしまうという点については、全国的に統一しなければな らない部分や地方自治体の実情に併せなければならないという事情も あると思われる。ただ、国から方針を示された以上はできるだけ速や

> また、施行日の質問については、施行日がなければ公布の日が施行日となることが原則である。今回はとても大事な条例の改正であるが、 内容を根本的にひっくり返そうというものではなく、従前のあやふや だったところを明確化したものであるという観点からご審議いただき たい。

大塚会長 他の委員の方からご意見はありますでしょうか。

鈴木委員 うちもプライバシーマークを取るために情報保護・管理を行っている。 条例改正とはいっても管理体制が大事であると思うし、各事業所が自 分で管理をしないといけない。私どももお客様の名簿等の個人情報を かなり持っている。図面・積算・案内図などは一般のパスワードで見 られるようになっているが、顧客名簿は私と担当者しか見られないよ うになっている。それだけ厳重な体制で管理しないと難しい。

個人情報をどのように管理して、保護の体制をとるかが行政として大事である。誰でも見られるような体制では情報は漏れやすいので、1~2人でパスワード管理するといった方法を取らないと。ハッカーに口座まで侵入されたというお客様の話も聞いた。名簿が漏れることが一番怖い。人様の情報を扱うということに関して管理体制をしっかりしなければならないし、条例改正することで体制づくりに取り組んでいるというような意見がほしい。

大塚会長 民間における先鋭的な取組みをご紹介いただきました。今の意見について町から実際の管理状況や今後の心構えなどお話しいただければ。

事務局 今回の改正に伴って特段情報の扱い方を変えるというものではありませんので、解釈・運用についても変わらないと考えています。今までの個人情報の取扱いと同様に厳格に管理していきます。

鈴木委員 管理体制は変わらず、書面上の条例改正ということなのか。

事務局 はい。

大塚会長
簡単でいいので町の情報管理の体制について教えてほしい。

中島委員 個人情報保護条例の第2条の(2)に個人情報、(6)に特定個人情報が書かれている。特定個人情報については平成25年に追加されたが、町として情報というものをどのように見ているのか。国の方針やガイドラインにおいても機密性の高い情報と低い情報をレベル分けしなければならないとされているが、町では個人情報と特定個人情報はレベル分けされているのか、されていないと思う。どちらも同じレベルで管理されているのであれば、この2つの言葉を分ける意味がな

中島委員 また、第12条第1項と第12条の2については、同じ表現なのに項を分けて書かれている。個人情報と特定個人情報を分けたからだと思われる。他の自治体や国でも同様な書き方があるが、この文章は一緒にするべきだと思う。あいまいな文書を書いてしまうと管理する人間が困惑するし、運用できない。

1

中島委員 もう一つ言いたいのは、今回は個人レベルでの機密保持が求められている。町としても個人に対する何かを文書の中に出すべきではないかと思う。情報を出した人間が責任を問われる以上、町も個人に情報を提供するからには責任をとらなければならない。個人に対しての運用について町も方針を出すべきではと思う。

大塚会長 2人から出た意見はいずれも町が実際に個人情報をどのように保護 しているかが不透明ということにも由来しているように思います。町 の情報管理の体制について説明をお願いします。

事務局 通常事務を行うに当たっては、電算系、パソコン系では職員全員が使っているものと対町民として使用される住民基本台帳をベースとしてデータ管理するものがあります。それぞれの端末については各個人にIDとパスワードが割当てされており、利用時は他の人は入れないようになっています。また、全職員が使用する端末についても、個人管理ということで他の人からは見られないようになっています。また、各課で管理する端末についても、基本的に他課からのアクセスは不可であり、限定的に利用する場合はパスワードを設定しての利用となっています。紙のデータにつきましては、ファイリングキャビネットに保管し、閉庁時は鍵を閉めています。最後に、外部からのアクセスについてですが、平成28年度から29年度にかけて、直接的な接続を避け、なるべく接続を遮断するような対応がとられています。

また、先ほどの条例の第12条第1項と第12条の2の関係についてですが、第12条の2の条文については番号法の影響を受けてこの規定を設けなければならない状況となったため、設けたものです。新たな番号法と既存の個人情報保護法における情報の扱いが全く一致するものではないことから、この条文を別途設ける必要性がありました。

実務としては、個人情報も特定個人情報も区別することなく同レベルで管理体制をとっています。

中島委員 そこはわかっているつもりである。私は番号法の問題とは別だと思っている。

中島委員 官公庁で情報漏えいが起きているが、実際に事例が発生した時には、 町として対策をとっているのか。

大塚会長 更に中島委員から町の情報管理のあり方について意見がありました。 今までの意見も含めて大変貴重なものであると思います。

大塚会長 この会議については、町から諮問されたことについて答える場だと考えています。今回は個人情報保護条例等の改正に限って意見が求められていますので、それに沿って進めたいと思うのでご理解いただきたいと思います。それでは、町で情報漏えいについて心がけていることがあれば簡単に紹介してください。

事務局 大きなものであれば国などから対策についての通知が来ると思われますが、システム関係で対応することが多いと思われます。具体的な対応を申し上げることは難しいですが、全職員に対し、取扱いについてその都度注意喚起を行っています。

大塚会長 他にご質問はありますか。

中島委員 誤解されているようだが、問題提起をしているだけである。情報漏えいに関する注意喚起の方法については、メールや文書で済ませているように感じられる。本当に浸透するような教育・手段を行ってほしい。 それによって少しずつ人間のスキルアップができると思う。

事務局 ありがとうございます。補足させていただきますが、全職員を集めることは難しい部分もありますので、課長級が集まる会議等において課 長を通して各職員への周知徹底を図ることも行っています。

大塚会長 中島委員からのご指摘は重大なことだと思います。慎重な扱いをお願いします。他にご質問はございますか。

-特になし-

大塚会長 次の議題として、その他に議題とするべきものがありますでしょうか。

-特になし-

大塚会長 本日はすごくよい会議が持てたと思います。これで閉会といたします。 ありがとうございました。

参 考:5000 人要件の撤廃

改正前の個人情報保護法では、5000人を超える個人情報を保有する事業者のみが個人情報保護法の適用対象でした(旧法2条3項5号、旧施行令2条)。

しかし、改正個人情報保護法では、同条項が削除されたため、保有している個人情報が 5000 人以下の事業者であっても、適用の対象になります。これまで個人情報保護法の適 用対象ではなかった小規模事業者も、個人情報保護法の規制を把握し、対応する必要 があります。